

# 連結会計における基礎理論の研究

長 嶋 義 貴

## 総 論

昭和42年5月、大蔵省の企業会計審議会から「連結財務諸表に関する意見書」（以下、旧意見書と仮称する）が公表されて以来、わが国における連結財務諸表（Consolidated Statements）に対する認識が徐々に高まり、いよいよ昭和52年4月以後に開始される事業年度から証券取引法にもとづく企業内容開示制度（disclosure system）を一層充実強化する方策の一環として連結財務諸表の作成・公表が義務づけられることとなった<sup>(1)</sup>。

わが国の会社において連結財務諸表が作成されるに至ったそもそもの動機はADR や EDR 等の発行会社によって昭和30年中頃から、それぞれの国の諸規則にしたがって作成されたのをはじめ、昭和30年代の後半における山陽特殊製鋼に代表される一連の大型倒産劇の続発にいたって、いやが上にも、その制度化への機運が高まったと見ることができる。

この事件が昭和42年の旧意見書を生む原因となり、さらに昭和46年には証券取引法及び関係省令が改正されて証券取引法適用会社に対し「重要な子会社」の財務諸表への添付が義務づけられたのである。またこの間、東京証券取引所は新規上場または第2部市場から第1部市場への変更にあたり個別契約で連結財務諸表の提出を確約させる方針を打ち出した。

これによって昭和51年3月31日現在、東京証券取引所が昭和52年4月以後に開始される最初の事業年度から連結財務諸表の提出がなされるものとして確約して

### 連結会計における基礎理論の研究

いる会社は55社、ADR や EDR 等の発行会社は30社を数えている。(資料提供、東京証券取引所上場審査課)

このようにして連結財務諸表の制度化に対する実務界の認識も高められ、ついに昭和50年6月24日、企業会計審議会によって「連結財務諸表の制度化に関する意見書」(以下、連結意見書と仮称する)と共に「連結財務諸表原則」(Principle of Consolidated Financial Statements) (以下、連結原則と仮称する)および同注解が公表された。

その内容は、旧意見書を基礎とし、これに制度化という観点から再検討が加えられ、さらに最近における国際的な連結会計基準 (International Accounting Standard Committee) を斟酌して作成されたものである。そして昭和51年3月31日には、日本公認会計士協会から「連結財務諸表作成要領」(以下、作成要領と仮称する)が発表された。

この作成要領は、昭和50年6月に公表された連結原則等に従って連結財務諸表を作成するにあたって参考に供するための具体的な手引書 (manual) ともいえるべき内容のものである。

ここに漸くにして、わが国における連結財務諸表制度化への基盤が整備されたと言える。

連結会計 (consolidated account) では、親会社 (parent company) と子会社 (subsidiary company) とを1個のエンティティ (entity) と見なすのであるが、実際には、このエンティティをいかなる側面からとらえるかによって連結財務諸表に対する目的観、連結会社 (affiliated companies) の範囲、および少数株主持分 (minority interest, outside interest.) に対する認識、未実現損益 (unrealized profit) の消去など具体的な連結会計処理に本質的な影響をおよぼす結果となる。

一般にエンティティ概念は、会計の行なわれる場所的範囲を規制する会計単位 (accounting unit) と会計上の視点又は観点を規制する会計主体 (accounting entity) の両面にわたって存在する。

本稿は、この連結会計の本質を規制するエンティティ概念の研究を通して連結会計の基礎理論の検討を試みたいと思う。

注

(1) 連結財務諸表の制度化に関する意見書1の3, 提出

## I 会計単位からの Entity 概念

企業会計 (business accounting) は法人企業, 個人企業及び組合企業等の各種企業の営業活動によって起る財産変動を記録計算する記帳組織ないし制度である。その場合, 各種企業はそれぞれ会計の行われる場所, すなわち会計単位として認識される。

この会計単位である個別企業において会計が実践されるためには, そこに何らかのエンティティの存在が前提とされなければならない。

そのエンティティの認識によって会計の及ぶ範囲が限定される。

個別企業に対して認識されるエンティティは社会的な擬制ではあるが法的に付与された権利・義務の主体となりうる人格, すなわち法的実体 (legal entity) である。また企業の具体的な権利・義務の行使の結果としての経済活動に着眼した場合, そこには経済活動の主体となりうる企業の経済的実体 (economic entity) としての側面を認識することができる。

連結会計は法的に認められた権利・義務の主体たりうる個別企業が親子関係のもとにおかれた場合に成立するものであり, そこには基本的に重要な2つの前提が存在する。

その1つは親子関係にある会社であっても個々の会社は法的に独立した法的実体としてのエンティティを有する企業体であるから, 会計主体としての個別企業の主体性を重視するという見解であり, もう1つは親子関係にある会社集団を経済実体として認識し, その実体を1つの会計単位とする見解, すなわち会社集団を構成する個別会社は親会社を中心とする経済的実体における単なる構成単位にすぎず, もはや独立の企業体としての主体性を失ったと見るのである。このよう

## 連結会計における基礎理論の研究

に親子関係にある会社集団について法的にはなお独立した企業主体としての存在を認める一方において経済的には単一の企業主体にすぎないとするのである。

この2つの認識の相違は、そのまま連結財務諸表に対する見方の相違となって現われる。つまり、経済的実体、またはこれを構成する法的実体のいずれを第一義的にとらえるかによって連結財務諸表作成の目的が親会社の経済的実態を明らかにすることにあるか、あるいは親子会社グループ全体の経営状態を明らかにすることにあるかにかかってくる。

法的実体としての親会社を重視する観点に立てば（会社集団の頂点である親会社を中心として考えた場合）経済的実体としての連結財務諸表は、親会社の個別財務諸表（unit financial statement）を補なうものとして第二義的な地位に追いやられる。

チャイルズ（W.H. Childs）は法的エンティティについて次のように述べている<sup>(2)</sup>。

「一つの見地は、連結財務諸表は連結される会社グループの中心的な存在たる親会社の株主に提供される親子結合の財務報告であるとするものである。親会社の株主は親会社の持株を通じて子会社の所有にも参加しているものであるという考え方がその根底にあるのである。これが連結財務諸表の性格に関する通俗的な見解である。連結財務諸表は親会社の拡張された会計報告であり、親会社の個別会計報告に代替されるものと見るのである。

連結貸借対照表（Condensed General Balance Sheet）には個別貸借対照表におけると同じ株主持分が表示されるので連結財務諸表は親会社の個別財務諸表にとって代るものと見られる理となる。この考え方が一般に行われているから親会社の個別財務諸表の公示が通常省略されているのである」

この見地に立てば、連結会社間取引はすべて内部取引として消去される。

これに反しムーニッツ（M. Moonitz）は次のように述べている<sup>(3)</sup>。

「連結財務諸表は、関係グループを経済的にはもちろん法律的にも一体となすものと見なして、その現状ならびに営業如何を示すべきものである」

## 連結会計における基礎理論の研究

これがムーニッツの主張する連結財務諸表のエンティティ説である。

チャイルズも連結財務諸表の経済的エンティティについて次のように述べている<sup>(4)</sup>。

「連結財務諸表は、協同的に生産販売活動を行う親子会社を1つのグループとして経済的エンティティの“財務データおよび業務データ”(Financial and operating data)を表示する会計報告である。この場合には支配的所有関係(majority ownership)によって結ばれている親子会社が連結の対象とされるのではなく、同一経営者のコントロール下において経済的に密接な関係をもって運営されている諸会社が対象とされることになる」

以上、ムーニッツとチャイルズの2つの見解は連結に含める会社の範囲を決定するにあたって大きな影響を与えることになる。

まず、法的エンティティの立場にしたがえば親会社および、それが支配的株主として所有する子会社のみが連結の範囲に含められ、経済的エンティティによる立場に立てば会社集団が親会社と株式所有による支配従属関係になくとも日常の業務が同一の経営者の範疇下で行われているならば、その範囲に含まれる会社はすべて連結の範囲に含められることになる。換言すれば、連結財務諸表の作成にあたり法的エンティティを主張する立場にしたがえば連結財務諸表作成の目的が親会社の経営的財務的実態を開示しようとするにおかれ、経済的エンティティを主張する立場にしたがえば、その目的は会社集団全体の経営的財務的実態を開示しようとするにあるといえる。

したがって、両者いずれの主張をとるかを明確にすることは連結財務諸表作成の目的や範囲を決定するにおいてきわめて重要なことである。

### 注

(2) Childs; Consolidated Financial Statements. 1949 pp. 48-49.

(3) 白鳥庄之助訳注, The Entity Theory of Consolidated Statements By Maurice Moonitz. pp. 30-31.

(4) Childs; Consolidated Financial Statements, 1949 pp. 49-50.

## II 会計主体からの Entity 概念

連結財務諸表を作成する場合、その基本原則を支える会計理論に2つの異なった立場がある。それは、どのような立場で連結会計を行うかという会計主体の問題である。

その1つは資本主理論 (proprietary theory) であり、もう1つは実体理論 (entity theory) とよばれるものである。

連結会計における資本主理論は、1917年アメリカにおいて税法上連結納税申告制度 (consolidated returns system) が実施されて以来、連結財務諸表を基礎づけてきた連結理論である。それは連結の中核となる会社の資本主、すなわち親会社の株主に対して、親子関係からなる会社集団の真実公正なる財務情報 (financial information) を提供することにあるとする見地にほかならない。

この立場にしたがえば、親会社の株主は会社集団に帰属する財産を経済的、実質的に支配しているものであるから、その事実がそのまま連結財務諸表に反映されなければならないとするものである。

これを勘定形式で示すと次のようになる。

連結貸借対照表 (資本主理論)

親会社株主が支配している会社集団の実質的な資産	親会社株主が負担すべき会社集団の実質的負債
	少数株主持分 (負債又は準負債)
	親会社持分

(伊藤勝夫・富田岩芳共著、連結財務諸表より)

資本主理論にしたがえば連結財務諸表の目的は主として親会社株主の持分計算にありとする。多くの子会社を有する親会社の株主持分は連結財務諸表の作成に

### 連結会計における基礎理論の研究

よって正しく計算することが可能である。そして子会社の発行済株式のうちで親会社の所有株式以外の株式、すなわち少数株主の持分計算には副次的にしか関心を示さないのである。

このように資本主理論が親会社株主持分の計算表示を強調するのに対して、実体理論は連結会社集団を1つのエンティティとしてとらえ親会社株主のみならず少数株主も同等に処理するのである。

すなわち、連結会計における実体理論は会社集団を構成する個別企業の特定株主（親会社株主）だけの立場にとられることなく、むしろ会社集団が1個のエンティティであるかのごとく主張して連結財務諸表を作成する立場である。したがって、会社集団の実質的な財産は、この（擬制的な）エンティティに帰属し、すべての株主持分は単にその源泉を表示する1項目にすぎないと見るのである。

換言すれば、親会社株主の持分計算とともに少数株主の持分をも適正に計算表示しようとするものであり、それによって会社集団全体の財産内容を経済的実情に即して測定表示することを意図するものである。

これを勘定形式で示すと次のようになる。

連結貸借対照表（実体理論）

会社集団が所有する実質的な資産	会社集団が負担すべき実質的な負債
	株主持分： 親会社株主持分 少数株主持分

（伊藤勝夫，富田岩芳共著，連結財務諸表より）

上記2つの内容を対比してみると、勘定の借方には会社集団の実質的な資産を、貸方には会社集団の実質的な負債および株主持分（資本勘定）が計上されている。この場合「実質的な資産・負債」とは、会社集団間になされた内部取引によって生じた勘定残高をすべて相殺消去した後の資産・負債をあらわすものである。

実体理論では会社集団を完全に独立したエンティティと見るのであるから、当

## 連結会計における基礎理論の研究

然相殺消去された後の実質的な資産・負債が計上されなければならない。

これに対して連結会計を親会社の多数株主の立場、すなわち資本主理論から見た場合、少数株主持分は親会社株主を中心として考える結果、外部からの出資者と目されて少なくとも自己資本とは考えずに負債と同列視（又は資本と負債との中間的認識）する思想が初期の段階には強かった。さらにこの思想が発展して少数株主持分と、それに対応する資産・負債の金額とを同時に連結貸借対照表から消去する方法を生じせしめたのである。

これが部分連結（partial consolidation）の思想である。

部分連結にしたがえば、会社集団の資産・負債に対しておよぶ実質的支配の範囲は親会社の所有株式の持分比率（equity ratio）によって決定されるのである。その結果、親会社の多数株主の立場を強調することとなるから部分連結方式は資本主理論に基づく連結方式といえる。

これについてウェブスター（G.R. Webster）は「ある会社は、所有株式比率に応じて子会社の資産・負債の部分を親会社のそれに連結させたが、これはよい方法とはいえない」として部分連結による方式を批判している。

これに対し、親会社株主の支配のおよぶ範囲は会社集団のすべての資産・負債とする思考がある。これが全部連結（complete consolidation）方式である。

現在では資本主理論の認識に立つ場合であっても親会社の株主は会社集団全体の資産・負債について包括的に支配しているとする全部連結の思考が大勢を占めている。

### 【設例】 1

A、B両社の貸借対照表は次のとおりである。なお、A社はB社の発行済株式数の60%を所有している。ただし、相互の勘定間に相殺消去すべき取引はないものとする。



連結会計における基礎理論の研究

A 社貸借対照表

現金	187,000	買掛金	210,000
売掛金	290,000	借入金	100,000
商品	510,000	資本金	1,500,000
建物	1,100,000	剰余金	475,000
B社投資	198,000		
	<u>2,285,000</u>		<u>2,285,000</u>

B 社貸借対照表

現金	50,000	買掛金	50,000
売掛金	60,000	借入金	80,000
商品	100,000	資本金	300,000
建物	250,000	剰余金	30,000
	<u>460,000</u>		<u>460,000</u>

<部分連結>

部分連結によれば、B社の資産および負債に対しておよそA社の支配は、A社のB社発行済株式数に対する持分比率60%である。

	A 社	B 社	消 去 整 理	連結貸借対照表
現金	187,000	50,000	① 20,000	217,000
売掛金	290,000	60,000	① 24,000	326,000
商品	510,000	100,000	① 40,000	570,000
建物	1,100,000	250,000	① 100,000	1,250,000
B社投資	198,000		② 198,000	
	<u>2,285,000</u>	<u>460,000</u>		<u>2,363,000</u>
買掛金	210,000	50,000	① 20,000	240,000
借入金	100,000	80,000	① 32,000	148,000
資本金				
A :	1,500,000			1,500,000
B :		300,000	{ ① 120,000 ② 180,000	
剰余金				
A :	475,000			475,000
B :		30,000	{ ① 12,000 ② 18,000	
	<u>2,285,000</u>	<u>460,000</u>	<u>382,000</u> <u>382,000</u>	<u>2,363,000</u>

この考え方は連結損益計算書にも1およびA社の持分比率60%を、B社の個々の損益項目に乗じて、その部分のみがA社の損益項目と合算され連結損益計算書が作成される。

## 連結会計における基礎理論の研究

### <全部連結>

全部連結によれば、B社の資産および負債に対するA社の支配は、その全部におよぶとする思考である。A社がB社を支配しているという事実は、その持分比率に何らの影響も受けるものではない。

	<u>A 社</u>	<u>B 社</u>	<u>消 去 整 理</u>	<u>連結貸借対照表</u>
現 金	187,000	50,000		237,000
売 掛 金	290,000	60,000		350,000
商 品	510,000	100,000		610,000
建 物	1,100,000	250,000		1,350,000
B社投資	198,000		① 198,000	
	<u>2,285,000</u>	<u>460,000</u>		<u>2,547,000</u>
買 掛 金	210,000	50,000		260,000
借 入 金	100,000	80,000		180,000
少数株主持分				{① 120,000 ① 12,000
資 本 金				
A :	1,500,000			1,500,000
B :		300,000	① 180,000	
剰 余 金				
A :	475,000			475,000
B :		30,000	① 18,000	
	<u>2,285,000</u>	<u>460,000</u>	<u>198,000</u>	<u>198,000</u>
			<u>198,000</u>	<u>2,547,000</u>

以上のように部分連結によれば、少数株主持分は連結貸借対照表上に開示されないばかりか少数株主の持分比率に相当する子会社資産および負債も開示されない結果となる。この点に向けて実体理論的見地から批判がなされ、今日の連結会計は各国とも全部連結にしたがうようになり少数株主持分を親会社持分と同位的に記載するようになっている。

### Ⅲ 株主持分と連結理論

連結会計上相対立する資本主理論と実体理論の思考において、もっとも基本的

かつ本質的な相違は親会社持分と少数株主持分に関する連結手続および会計処理の過程に多く発生する。

株主持分は親会社株主と少数株主とに、それぞれの持分比率にしたがって配分される。

連結会計を行なうにあたって少数株主が存在する場合、子会社貸借対照表上の資本勘定に対して2つの持分が内在する。この2つの持分をいかに認識するかは連結会計の基本理念に関する重要な問題である。かりに実体理論の思考をもって貫ぬくならば少数株主持分の意義はまったく否定はしないが連結貸借対照表上における親会社持分と少数株主持分との区分表示の必要性は失なわれてしまう。

しかし一般的には実体理論を支持する人々においても連結貸借対照表上、親会社持分と少数株主持分とは明確に区分表示すべきであると主張する。

資本主理論にしたがえば少数株主持分は連結会計上資本として認識されず、負債または準負債 (quasiliability) あるいは負債と資本の中間的な科目で記載される。既述のように少数株主持分を資本として認識するか、また負債として認識するかについては、すでにアメリカにおいて理論的にも実務的にも多くの検討が加えられたところである。

少数株主持分に対する資本説の論拠は

- ① 資本の拠出者としては親会社株主と同位的地位にある。
- ② 少数株主持分を、返済を要する負債と同一視することは事実と反する。

等である。

これに対して、少数株主持分に対する負債説の論拠は、

- ① 連結会計の主眼とするところは、親会社株主の持分額を正確に計算することにおかれ、この点からして少数株主持分を資本として表示することはかえって内容を不明確にする。
- ② 少数株主持分が赤字になった場合 (当該会社に欠損が生じた場合、その欠損に対する少数株主の負担額が、少数株主持分額を超過する時) には、これを親会社持分に負担させることになる。このような会計処理は、資本の拠出

者は、その拠出額を限度とする有限責任を負うという出資者本来の義務にて  
らして、少数株主持分がその本質に相反する結果となる。と主張する。  
ムーニッツは少数株主持分の負債説を批判して次のように述べている<sup>(5)</sup>。

「少数株主持分を負債とみなす傾向もあるが、これは明らかに不適切であり、  
この線に沿ったやり方は理論的に弁護を加える余地がない。この用語が借金  
(debt) という意味で用いられているならば、それは外部株主に対して支払いを  
行うべき債務 (obligation) を意味するが、そのような債務はまったく存在しな  
い。外部株主としては子会社に対する彼等の既得権 (vested interests) を尊重  
するよう要求しうる法律上一般の権利をもっているが、それ以上に特別の要求  
をグループや親会社ないし親会社株主に行うことはまったくできないのである。  
上の法律上一般の権利が大切なものであることはまちがいない。

しかし、それは会計上の意味における借金でもないし負債でもない」と。(傍  
点筆者)

わが国の連結原則は負債説にしたがう表示法を規定している<sup>(6)</sup>。

注

(5) 白鳥庄之助訳注; The Entity Theory of Consolidated Statements By Ma-  
urice Moonitz, p. 155.

(6) 連結財務諸表原則第四の六の1負債の部の区分

#### Ⅳ 連結調整勘定と連結理論

株式取得日における子会社の資本勘定に対する親会社持分は、その取得のため  
に支出された投資原価と相殺消去される。

連結会計においては支配従属の関係にある会社集団を1個のエンティティとし  
て認識するのであるから株式取得の取引によって生じた親子会社間の対照科目は  
1エンティティ内の内部取引として相殺消去されることは会計処理上当然のこと  
である。

株式取得により親子会社関係が成立した場合、親会社の子会社に対する投資原

連結会計における基礎理論の研究

価と子会社資本勘定に対応する親会社持分を対比したとき次の3つのパターンが考えられる。

- ① 投資原価とこれに見合う親会社持分が同額である場合
- ② 投資原価が、これに見合う親会社持分より高い場合
- ③ 投資原価がこれに見合う親会社持分より低い場合

①は子会社にすべく株式取得のために支出した投資原価と子会社資本勘定に対応する持分額が同額であるから、そのまま両者を消去することができる。②および③は借方ないし貸方に差額が生じ単純に消去することができない。この差額についての説明は多くの文献に見られるが、なおいくつかの未解決の部分がのこされている。

わが国の連結原則は、この差額に対して連結調整勘定 (Consolidated reconciliation accounts) と名づけている<sup>(7)</sup>。

【設例】 2

A社がB社、C社およびD社の株式をそれぞれ取得したときの投資原価と、そのときにおける子会社の資本勘定の内容は次のとおりである。

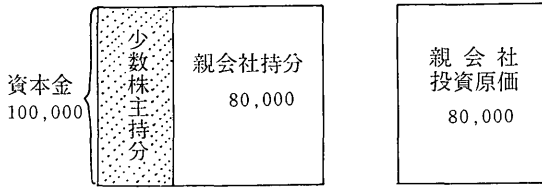
(単位、千円)

	子会社資本勘定			A社投資勘定	
	資本金	剰余金	合計	投資原価	持分比率
B社	100,000	—	100,000	80,000	80%
C社	150,000	20,000	170,000	145,000	80%
D社	150,000	20,000	170,000	130,000	80%

上例にしたがって連結調整勘定を計算する。

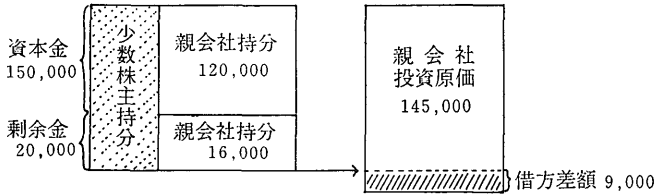
- (1) 連結調整勘定が生じない場合 (①のパターン)

連結会計における基礎理論の研究



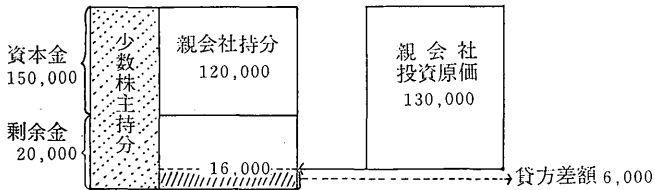
$$\begin{aligned} \text{親会社持分} &= \text{投資原価} \\ 80,000 &= 80,000 \end{aligned}$$

(2) 借方連結調整勘定が生ずる場合 (②のパターン)



$$\begin{aligned} \text{投資原価} - \text{親会社持分} &= \text{借方連結調整勘定} \\ 145,000 - 136,000 &= 9,000 \end{aligned}$$

(3) 貸方連結調整勘定が生ずる場合 (③のパターン)



$$\begin{aligned} \text{投資原価} - \text{親会社持分} &= \text{貸方連結調整勘定} \\ 130,000 - 136,000 &= \triangle 6,000 \end{aligned}$$

以上のように投資原価と親会社持分との差額は、あるときは借方に、またあるときは貸方に生ずるが、わが国の連結原則はこれら差額について毎期均等額以上の償却をしなければならないと規定している<sup>(8)</sup>。

これら差額についてはいくつかの学説があるが、そのうちの暖簾説と財産評価

基因説を次にかかげる。

(1) 暖簾説

暖簾説は20世紀前半にアメリカのディキンソン氏 (Dickinson) によって唱えられたものである<sup>(9)</sup>。

氏は親会社が株式取得のために支出した投資原価が子会社の資本勘定の帳簿価額を超過する部分を、当該子会社に替在している Goodwill の見積価値に対する払込額であると主張する。

この見解は当初のアメリカ連結会計の定説であった<sup>(10)</sup>。

しかし暖簾なる観念は本来が借方概念であったがために、特に借方差額に対しては積極暖簾 (Active Goodwill)、貸方差額に対しては消極暖簾 (Negative Goodwill) なる名称を与え、以後これが一般的慣行となった。

(2) 財産評価基因説

借方差額に対して積極暖簾、貸方差額に対しては消極暖簾なる名称を付した結果、当然連結実務上つぎのような現象が生起する。

- ① ある子会社について第1回の株式取得では借方差額となったが次の株式取得では貸方差額となった場合、またはその逆の場合
- ② ある子会社については借方差額となったが他の子会社については貸方差額となった場合

このような両差額に対し連結実務は、そのまま連結貸借対照表上で相殺する会計処理をほどこした。

わが国の連結原則注解でも同趣旨の規定を設けている<sup>(11)</sup>。

しかし、かかる実務優先の非論理的な会計慣行に対しては多くの論議を呼ぶ結果となった。

1938年コーラー (E.L. Kohler) は、その両差額の処理について次のように述べている。

- ① 連結差額については、既に計上されている暖簾勘定に加算されるか、有形固定資産に加算されるか、あるいは別勘定で処理されるか、または総合され

連結会計における基礎理論の研究

た資本・剰余金勘定から控除されるかが考えられる。

② 貸方差額については、資本剰余金ないし払込剰余金に加算されるか、有形固定資産勘定から控除されるか、あるいは別勘定で処理されるかが考えられる。

③ ときには連結暖簾 (goodwill from consolidation) と連結資本剰余金 (capital surplus from consolidation) の両者は連結貸借対照表上に同時に表われるか、あるいは両者は相殺された残高で計上される。

このように差額を処理するにあたっては個々の発生原因を分析して、それぞれ適切な科目に振り分けることが必要である。

わが国の連結原則注解でも同趣旨の規定を設けている<sup>(12)</sup>。

【設例】 3

甲社は、つぎに示す貸借対照表を有する乙社の発行済株式の60%を ¥930,000 で取得した。

それによって生じた投資差額の原因分析を行なった結果、

- ① 乙社の超過収益力に対すると認められる額として ¥60,000
- ② 乙社の機械に対する過小評価と認められる額として ¥20,000
- ③ 残額は原因不明である。

乙社 貸借対照表

諸資産	2,000,000	諸負債	600,000
		資本金	1,000,000
		剰余金	400,000
	<u>2,000,000</u>		<u>2,000,000</u>

以上により必要な連結仕訳を示しなさい。

(イ) 甲社の投資原価と乙社資本勘定を相殺消去する。



連結会計における基礎理論の研究

(借方) 乙社資本金 600,000 (貸方) 甲社投資勘定 930,000  
 乙社剰余金 240,000  
 連結調整勘定 90,000

(ロ) 原因分析の結果にしたがい、連結調整勘定を当該勘定に振り替える。

(借方) 営業権 60,000 (貸方) 連結調整勘定 80,000  
 機械 20,000

かくして投資消去差額(連結調整勘定)の処理は発生原因分析法がもっとも適切なものとされたのである。

1954年のA A A原則および1959年のA I C P A原則にもその妥当性が認められている。

しかし、連結調整勘定は親会社持分に対応する部分のみが計算の対象とされ、少数株主持分に見合う部分が無視されることは会計主体論の見地から疑問として提起される。

【設例】 4

つぎに示す貸借対照表を有するA社がB社の発行済株式総数の60%を ¥ 120,000で取得した。

A社 貸借対照表		B社 貸借対照表	
諸資産 650,000	諸負債 200,000	諸資産 220,000	諸負債 70,000
	資本金 400,000		資本金 100,000
	剰余金 50,000		剰余金 50,000
650,000	650,000	220,000	220,000

① 資本主理論の見地

資本主理論の見地に立てばB社資本勘定の60%に見合う親会社持分のみが連結調整勘定の計算対象とされ20%に見合う少数株主持分は計算の対象から除かれる。

連結仕訳を示すと次のとおりである。

連結会計における基礎理論の研究

(借方) B社資本金	60,000	(貸方) A社投資勘定	120,000
B社剰余金	30,000		
連結調整勘定	30,000		

② 実体理論の見地

実体理論の見地に立てば次の計算によって求められる金額が連結調整勘定となる。

$$60\% : ¥30,000 = 100\% : x円$$

$$x = ¥50,000$$

これによって連結調整勘定の総額は ¥50,000 となり、少数株主持分に対する連結調整勘定は ¥50,000 - ¥30,000 = ¥20,000 である。

∴ 親会社株主持分に見合う金額…… ¥50,000 × 0.6 = ¥30,000

少数株主持分に見合う金額…… ¥50,000 × 0.4 = ¥20,000

¥50,000

連結仕訳を示すと次のとおりである。

(借方) B社資本金	60,000	(貸方) A社投資勘定	120,000
B社剰余金	30,000	少数株主持分	20,000
連結調整勘定	50,000		

実体理論では少数株主も親会社株主と同じ条件のもとで株式を取得したという仮定にもとづいて計算されるのであるから実体性の薄いものである。したがって現実の連結会計ではこのような実益の乏しい修正計算は行なわない。

連結調整勘定に関してアメリカでは資本主理論に立つ処理法が支持されている。

会計主体論と連結調整勘定のかかわりについて稲垣富士男教授は次のように述べられている<sup>(13)</sup>。

「所有主理論と企業実体理論の正否を判定する1つの有力なポイントは“自己発生暖簾は計上せず”という個別会計領域の理念の解釈いかんにあると思う。

連結会計は個別会計とディメンションを異にするので個別会計領域で主張される原則・理念に拘束される必要はないとの立場に立てば“少数株主”に帰属する

## 連結会計における基礎理論の研究

暖簾（連結調整勘定）を認識することも特にその意味では否定されえない。それに対して連結会計といえども会計を実践する主体が個別会計のそれと同一であるかぎり、個別会計の原則・理念（もちろんこれが時代とともに変化する可能性を持つことも否定しえないが）から大きく逸脱できないと解すれば、自己発生暖簾の計上を是認するような実体理論的処理はその道を閉ざれることになる。

また連結調整勘定の本質を暖簾と解しなければ“自己発生暖簾は計上すべからず”という理念からする批判は当らなくなる。しかしその差額の本質を従属会社資産の過小評価にありとする場合に、差額を原因分析して当該資産に吸収させることは少なくとも原価主義を評価の原則とすることに反する結果になる。まして少数株主に帰属する部分を認識することは、結果的にその額だけさらに資産価額を増加させねばならず、保守主義的見地から強い異論が生ずる。さらに原因分析の結果、差額金額のうち一部でも従属会社の超過収益力に基因するものがあるならば少数株主に帰属する部分を認識することは部分的に自己発生暖簾を計上したことになる。わが国の現状では所有主理論的処理が妥当性をもつものと思う」と。

### 注

- (7) 連結財務諸表原則第四の二の2 連結調整勘定
- (8) 連結財務諸表原則第四の二の2 連結調整勘定
- (9) Arthur L. Dickinson; Notes on Some Problems Relating to the Accounts of Holding Company. *Journal of Accountancy*, April 1906, pp. 487—491.
- (10) J.M. Yang; Goodwill and Other Intangible, p. 229.
- (11) 連結財務諸表原則注解の連結調整勘定7の3 相殺
- (12) 連結財務諸表原則注解の投資差額7の1 原因分析
- (13) 稲垣富士男著; 連結財務諸表論 pp. 81—82.

## V 株式所有関係と連結理論

親子会社集団において親会社の子会社の株式を所有するとともに、子会社が親会社株式の一部を所有している場合がある。このような親子会社間における株式の相互所有の連結会計処理については、実体理論の立場と資本主理論の立場に立

つ2つの処理法が考えられる。

まず実体理論的処理は、連結会社集団を単一のエンティティと認識する連結会計理念から解釈するものであり、子会社の所有する親会社株式は流通市場にある自社株式を子会社を介して自らが回収して所有しているものと同様と解釈する。すなわち“自己株式”と見なす見解である。

またそれは連結会社の一員によって連結会社外から連結資産の支出を伴って取得し所有されていると認識されるから、親会社を基点として考えた場合、自己株式という見解が成り立つのである。

自己株式説はアメリカにおいても見られ、特にムーニッツが実体理論を主張するなかで自己株式説を唱えている<sup>(14)</sup>。

さらににAICPAにおいても自己株式処理法が支持されている<sup>(15)</sup>。

この自己株式は親会社に対する配当請求権、残余財産請求権などの権利を有しないばかりでなく持分計算にも参加せず、連結貸借対照表上で子会社が所有する親会社株式への投資原価を、それが売却されるまで自己株式として連結資本の控除項目で表示されるべきであると考えるのである。

つぎに資本主理論的処理は、資本主の見地から見た場合、子会社が所有する親会社株式と言えども親会社に対する配当請求権、残存財産請求権を有するという法的実体に着眼し、親会社および子会社の持分を計算するとともに、それぞれの所有株式の価額を連結貸借対照表の資本勘定から控除すべきであるとの見解によるものである。

以上、2つの思考を比較した場合、連結会計の基本的前提が親会社集団を単一組織体としての実体を表示することにあるところから理論的にも実務的にも内外ともに自己株式説が強く支持されている。

わが国の連結原則注解においても連結資本の部から控除する形式で表示するものと規定している<sup>(16)</sup>。

個別会計上、自己株式について現行商法第210条は株式の消去等の特例を除いては、その取得および所有を禁じているが子会社が親会社の株式を取得すること

連結会計における基礎理論の研究

は自己株式の取得に該当しないものとされている。

思うに連結会計が個別会社に対する法的規制を離れて連結会社集団を1個の経済的エンティティとして認識することから出発する以上、子会社の所有する親会社株式は正に自己株式と解釈されるべきであると思う。このように解釈されてこそ連結会計上資本勘定の控除項目として処理されているものと思われる。

【設例】 5

甲社（親会社）は、昭和50年3月31日に乙社株式の70%を額面金額で取得した。そのときの乙社資本勘定は次のとおりである。

資本金 ￥ 260,000  
 剰余金 26,000

乙社（子会社）は、昭和51年3月31日に甲社株式の10%を 156,000（1株 ¥60, 額面 ¥50）で取得した。なお昭和51年3月31日現在の甲社および乙社の貸借対照表は次のとおりである。

甲社 貸借対照表

諸資産	3,154,000	諸負債	1,516,000
乙社株式	182,000	資本金	1,300,000
		剰余金	520,000
	<u>3,336,000</u>		<u>3,336,000</u>

乙社 貸借対照表

諸資産	571,000	諸負債	415,000
甲社株式	156,000	資本金	260,000
		剰余金	52,000
	<u>727,000</u>		<u>727,000</u>

- ① 乙社所有の甲社株式を自己株式と見なす思考によれば連結貸借対照表の連結資本から、その株式の取得原価を控除するために次のような消去仕訳を行なう必要がある。

（借方） 自己株式 156,000 （貸方） 甲社株式 156,000

- ② 昭和50年3月31日に甲社が乙社株式の70%を取引したときの消去仕訳

（借方） 乙社資本金 260,000 （貸方） 乙社株式 182,000  
 乙社剰余金 26,000 連結調整勘定 18,200

連結会計における基礎理論の研究

少数株主持分 85,800

③ 乙社株式の取得以後における剰余金増加に伴う少数株主持分に対する配分仕訳は次のとおりである。

(借方) 乙社剰余金 7,800 (貸方) 少数株主持分 7,800

以上の仕訳に関する計算を示すと次のようになる。

	乙社資本金	少数株主持分	親会社持分	投資原価	連結調整勘定	連結剰余金
		持分比率 30%	持分比率 70%			
資本金	¥ 260,000	78,000	182,000			
剰余金	26,000	7,800	18,200			
取得日仕訳②	286,000	85,800	200,200	182,000	18,200	
取得後仕訳③	26,000	7,800	18,200			7,800
昭和51年3月31日現在	312,000	93,600	218,400	182,000	18,200	7,800

昭和51年3月31日現在の連結貸借対照表は次のようになる。

連結貸借対照表

諸資産	3,725,000	諸負債	1,931,000	
		連結調整勘定	18,200	
		少数株主持分	93,600	
		資本金	1,300,000	
		剰余金	538,200	3,881,000
		自己株式		156,000
	<u>3,725,000</u>			<u>3,725,000</u>

注

- (14) M. Moonitz; Mutual Stockholding in Consolidated Statements. Journal of Accountancy, Oct. 1939 pp. 227—235.  
 (15) AICPA; Accounting Research Bulletin, No. 51, 1959.  
 (16) 連結財務諸表原則注解13の3自己株式等の表示。

## Ⅵ 未実現損益の消去と連結理論 (棚卸資産)

### (1) 未実現損益の算定

連結会社グループ間で棚卸資産の売買取引が行なわれると販売会社の個別財務諸表上には売買損益が計上されるが連結財務諸表では連結会社間の取引によって取得された資産が連結会社グループ以外の第三者に売却されない限り個別財務諸表上に計上された当該資産に係る売買損益は実現しないことになる。すなわち連結会社間取引によって生じた売買損益のなかで、まだ購入側会社に未売却として残っている資産はたんに連結会社間において販売会社から購入会社へ資産が移動したにすぎないから、それに含まれる売買損益は連結会計上は未実現損益 (un-realized profit or loss) として消去されなければならない<sup>(17)</sup>。

この控除すべき未実現損益額の算定について従来異なった2つの見解が存在する。

その1つは連結未実現損益の対象となる資産の金額に当該資産について適用された販売会社の総損益率(売上利益率)を乗じて算定する<sup>(18)</sup>。すなわち消去されるべき未実現損益の大きさを gross profit とする見解である。

### 【設例】 6

- (1) A社はB社(ともに連結会社)に対し当期中に販売した棚卸資産が¥7,500,000(原価¥6,000,000)である。
- (2) B社は購入資産のうち¥4,500,000を第三者であるC社に売却した。
- (3) A社は発送に際し¥100,000を支払い、B社は資産引き取りにあたり¥80,000を支払った。

以上の取引から、期末時点における未実現利益額を gross profit とする考え方で算出しなさい。

	総 額	実 現 額	未実現額
売 上 高	¥ 7,500,000	¥ 4,500,000	¥ 3,000,000

連結会計における基礎理論の研究

売上原価	<u>6,000,000</u>	<u>3,600,000</u>	<u>2,400,000</u>
売上総利益	<u>¥ 1,500,000</u>	<u>¥ 900,000</u>	<u>¥ 600,000</u>
(未実現利益)	(額未売却高)	(売上利益率)	
¥ 600,000	= ¥ 3,000,000	× $\frac{¥ 1,500,000}{¥ 7,500,000}$	

〔仕訳〕

(P/L) (借方) 売上原価 600,000 (貸方) 当期利益 600,000  
(期末棚卸高) (当期未処分利益)

(B/S) (借方) 当期利益 600,000 (貸方) 期末棚卸資産 600,000  
(当期未処分利益)

この考え方によれば未実現損益の計算対象となる資産の金額は連結会社間の売買取引において購入会社が取得した資産の買入原価であり、それに付随して発生した諸費用は一切含めるべきでないとするのである。

棚卸資産の売買に係る引取費や発送費、購入資産の加工費などは未実現損益の対象金額から除外して計算するのである。かりにこれらの付随費用を棚卸資産の金額に加算すると、資産以外の部分に対しても未実現損益が計算される結果となる。

もう1つは連結未実現損益の計算対象となる資産の金額に当該資産に適用された販売会社の営業利益率を乗じて算定するという見解に立つものである。すなわち消去される未実現損益の大きさを net income とする方法である。

しかし、未実現損益算定の対象となる資産に総損益率を乗ずるか、あるいは営業利益率を乗ずるかという論議自体、連結会計が会社集団に対し1エンティティの存在を認識することを前提として成立している以上、連結資産も1つのビジネスエンティティのものと考えるべきであり連結会社間の資産の売買は1エンティティ内の単なる場所移転の現象にすぎないという結論になる。したがって gross profit 説によるべきか net income 説によるべきかは理論的にも実務的にも多くの矛盾と困難を残しているが、次にかかげる稲垣教授の見解<sup>(19)</sup>がもっとも明解



にして適切なものと思う。

「価値増殖過程の一環としての移転であれば諸費用はキャピタライズされ net income が内部利益となる。一方支配会社にストックしておいても従属会社にストックしておいてもまったく同様な条件で同じように外部に売却されるというような場合の棚卸資産の移転費用は、単なる場所的移転のための費用と考えられ、キャピタライズされることはなくなろう。そしてこの場合は gross profit が内部利益として処理される」と。

しかし発生した諸費用が価値増殖的なものか否かの判断は実務的にかなり難しいものと思われる。

わが国の連結原則は gross profit によるものと規定していることは前述のとおりである。

## (2) 未実現損益の消去法

棚卸資産に含まれる未実現損益の消去は当該棚卸資産に係る期末棚卸高に未実現損益の額を加減するとともに連結上の売上原価を修正することにより行なわれる<sup>(20)</sup>。その場合親会社が子会社の発行済株式の総数を所有しているケースと、その一部を所有して他に少数株主が存在するケースとが考えられるが、後者すなわち子会社に少数株主が存在する場合の未実現損益の負担方法に関して学説上2つの見解がみられる。

その1つは親会社が子会社の発行済株式の100%を所有している場合には算出した未実現損益の全額を次の仕訳を介して消去するという思考である。

(P/L) (借方) 売上原価×××	(貸方) 当期利益×××
(期末棚卸高)	(当期末処分利益)

(B/S) (借方) 当期利益×××	(貸方) 棚卸資産×××
(当期末処分利益)	

もう1つは子会社に少数株主が存在する場合には控除される未実現損益の大きさなどに関していくつかの問題がある。

## 【設例】 7

## 連結会計における基礎理論の研究

A社（B社発行済株式の70%所有）は当期間中にB社に対し ¥1,500,000（A社における原価 1,200,000）の商品を販売した。

B社は同商品のうち ¥1,000,000 を第三者に売却したが ¥500,000 は期末棚卸商品としてB社にのこっている。

以上により未実現損益の額を算定し消去のための仕訳を示しなさい。

未実現損益の額を算定する場合、資本主理論にしたがう場合と実体理論にしたがう場合とによって算出される額が異なってくる。

資本主理論は本来親会社の資本主（所有主）の立場を強調する連結会計である。したがって本例の場合70%の多数株主の優位性が強調され法的エンティティとしての個別会社においては多数株主も少数株主も同位性が確保されるが、支配従属関係にある連結会計では30%の少数株主の立場は副次的な地位に追いやられてしまう。そこで親会社株主と子会社の多数株主の持分比率70%に対応する額だけ未実現損益として消去し、30%は子会社の少数株主に対する売上による実現利益と考えるのである。

したがって資本主理論にしたがえば未実現損益として消去される額は親会社持分である70%に対応する額だけである。

### 計算と消去仕訳

（未実現利益）（期末棚卸商品）（総損益率）（親会社持分比率）

$$¥ 70,000 = ¥ 500,000 \times \frac{¥ 300,000}{¥ 1,500,000} \times 0.7$$

(P/L) (借方) 売上原価 70,000 (貸方) 当期利益 70,000  
(期末商品) (当期末処分利益)

(B/S) (借方) 当期利益 70,000 (貸方) 商 品 70,000  
(当期末処分利益)

これに対し実体理論によれば、子会社における少数株主の存在の有無にかかわらず全額未実現利益として消去される。

連結会計における基礎理論の研究

仕 訳

(P/L)	(借方)	売上原価	100,000	(貸方)	当期利益	100,000
		(期末商品)			(当期末処分利益)	
(B/S)	(借方)	当期利益	100,000	(貸方)	商 品	100,000
		(当期末処分利益)				

わが国の連結原則では未実現損益を全額消去するか部分消去するか、および消去額を親会社持分と少数株主持分との相方に負担させるか、あるいは親会社持分のみにチャージさせるかについては何ら触れられていない。

【設例】7のような down stream の場合には全額消去、全額親会社負担で何ら問題はないが up stream の場合には未実現損益を全額消去するか、少数株主持分に対応する損益を実現したものと認識して親会社の持分比率に対応する額だけ消去するか、全額消去するにしても親会社株主と少数株主との持分比率に応じて両者にチャージさせるかという問題が生ずる。

以上を整理すると次の3つに大別できる<sup>(21)</sup>。

- A法：未実現損益を全額消去し、かつその全額を親会社株主が負担する方法（全額消去・親会社負担方式）
- B法：未実現損益の全額を消去し親会社と少数会社株主とがそれぞれの持分比率に応じて消去額を負担する方法（全額消去・持分比率負担方式）
- C法：親会社株主の持分比率に相当する金額だけ未実現損益として消去し、親会社株主がこの消去分を負担する方法（親会社持分相当額負担方式）

以下 up stream の場合に発生する未実現損益の処理法をA法、B法およびC法の各パターンについて1つの具体例をもとに説明する。

【設例】 8

甲社（乙社株式の80%所有）は当期間中に子会社である乙社から ¥2,400,000の商品（乙社における原価 ¥2,000,000）を買入れ、そのうち第三者に ¥1,500,000を売却した。

連結会計における基礎理論の研究

期末棚卸商品 ¥900,000に含まれる未実現利益の消去法について述べなさい。

総損益率によって未実現利益の総額を算出する。

$$¥150,000 = ¥900,000 \times \frac{¥400,000}{¥2,400,000}$$

A法：全額消去，全額親会社負担の方式によれば down stream, up stream の  
いかによらず未実現利益 ¥150,000は親会社が負担する。

(P/L)	(借方)	売上原価	150,000	(貸方)	当期利益	150,000
		(期末商品)			(当期末処分利益)	

(B/S)	(借方)	当期利益	150,000	(貸方)	商品	150,000
					(当期末処分利益)	

B法：未実現利益 ¥150,000を持分比率をもとに親会社と子会社に負担させる。

(P/L)	(借方)	売上原価	150,000	(貸方)	当期利益	120,000
					少数株主持分	30,000

(B/S)	(借方)	当期利益	120,000	(貸方)	商品	150,000
		少数株主持分	30,000			

C法：少数株主持分に見合う額は売上と同一視され，実現利益とみなされる。その結果，商品 ¥30,000だけ高く評価されることとなる。

わが国の連結原則および注解は，いかなる消去法によるべきかの規定を設けていない。したがって各々の会社の実情に即応した方式を選択することを促しているものと思われる。

アメリカでも1950年前後においては資本主義理論の見地に立つ消去法が支持されていたが，その後迂余曲折を重ねて現在では連結除外会社に対しては持分法の適用を要請し up stream の場合については親会社株主の持分比率に相当する金額だけを未実現損益として消去し，それを親会社株主にチャージさせる部分消去の方式が支持されつつある。

## 連結会計における基礎理論の研究

### 注

- (17) 連結財務諸表原則第五の三，未実現損益の消去
- (18) 連結財務諸表原則注解15 の 1，たな卸資産に係る未実現損益の消去
- (19) 稲垣富士男著，連結財務諸表論 p. 143
- (20) 連結財務諸表原則注解15 の 1，たな卸資産に係る未実現損益の消去
- (21) 日本公認会計士協会；連結財務諸表作成要領，昭和51年3月31日